

# 第1回 名寄市農業委員会総会（令和4年1月）会議録

日 時 令和4年1月28日（金）

午後1時25分 開始

午後2時15分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

## 日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	各地区農地小委員会報告について		
第3	報告第2号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	
第4	議案第1号	設定された権利の合意解約について	12件	承認
第5	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	28件	承認
第6	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	4件	承認
第7	議案第4号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	2件	承認

## 第1回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	9番 村上清	18番 中村敏夫
2番 新田司	10番 安達啓治	19番 村中洋一
3番 藤野修一	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
4番 清水康史	12番 林秀典	21番 飯塚明夫
5番 高橋尚幹	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
6番 水間健詞	14番 武田修一	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司

欠席 15番 山上 瞳 22番 竹部裕二 25番 越 孝則

## 第1回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和4年1月28日（金）午後1時25分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。  
それでは令和4年第1回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を  
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。  
それでは、令和4年第1回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は25番 越委員、15番 山上委員、22番 竹部委員の3名から欠席報告を受けてお  
り、委員定数27名中、委員24名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3  
項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、14  
番 武田修一委員、16番 住田美紀委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、武田委員、住田委員に決定いたしました。

---

議 長： **日程第2、報告第1号「各地区農地小委員会報告について」**を議題に供します。  
それでは、はじめに**名寄・智恵文地区農地小委員会**の報告を求めます。

清水委員： 名寄・智恵文地区小委員会において審査した内容について報告申し上げます。令和4年1  
月18日午前10時半より風連庁舎において、名寄・智恵文地区の農地小委員会に属する  
農業委員および会長、代理、事務局で開催いたしました。当日の農地小委員会の審査では、  
法人の農地の権利設定に係る適格認定について2件の法人審査を行いました。1件目、法  
人名「〇〇〇〇〇〇」、代表者氏名「〇〇〇〇」、住所「名寄市〇〇〇〇〇〇〇〇番地」、  
設立年月日「令和〇年〇月〇日」。  
2件目、法人名「有限会社 〇〇〇〇」、代表者氏名「〇〇〇〇」、住所「名寄市〇〇〇〇  
〇〇番地」、設立年月日「昭和〇〇年〇月〇日」。  
法人から提出された定款などにより、農地法第2条第3項に記載された形態要件、事業要  
件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件などを審査したところ、すべての要  
件を満たしており、今後の農地の権利設定について適格と認められます。以上、報告申し  
上げます。

議 長： 次に、**風連地区農地小委員会**の報告を求めます。

武田委員： 14番 武田です。風連地区農地小委員会報告をさせていただきます。風連地区農地小委員  
会につきましては、令和4年1月18日午前9時30分より風連庁舎において、風連地区

農地小委員会に属する委員および会長、代理、事務局にて開催いたしました。当日、農地小委員会の審議では、本日の総会の使用貸借の審議に先立ち、法人の農地取得として審議の対象である法人代表 ○○○氏の説明を求め、その後出席委員による審査を行っています。法人の概要ですが、法人の名称は「合同会社 ○○○○○○○○」、代表者氏名は「代表社員 ○○○」、住所につきましては「名寄市○○○○○○○○番地○○」、設立年月日は「令和○年○月○日」であります。農地法第2条第3項に規定される法人の要件、事業要件、構成員要件、執行役員要件を審査したところ、すべての要件について適格であり、農地の権利設定について適格と認められます。以上報告を申し上げます。

議 長： 只今、それぞれ農地小委員会の報告がありました。質疑はございませんか。

議 長： 質疑がありませんので、報告第1号を終わります。

---

議 長： 日程第3、報告第2号「農地法第5条転用工事完了報告について」を議題に供します。番号6番について、20番 小田桐委員より報告をお願いいたします。

小田桐委員：20番 小田桐です。報告第2号について報告申し上げます。まず本件の所在地ですが地図の5ページ、真ん中辺りに55番と書いてあります。そのちょうどすぐ右側の道路と線路の間のところにあります。本件は、令和2年9月4日に許可された案件であり、ソーラーパネル設置の完了報告がありましたので、今月24日の午後から現地調査してきたところ、ソーラーパネルの設置がなされていることを確認してきました。以上報告申し上げます。

議 長： 番号6番について小田桐委員より報告がありました。以上で報告第2号を終わります。

---

議 長： 日程第4、議案第1号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。本件、番号31番の審査は、24番 鈴木委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩します。（13：34）

議 長： 再開します。（13：34）  
本件は、番号31番から42番まで一括して説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号31番から42番について説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
番号31番から42番までを一括して承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番から42番まで一括して承認することに決定いたしました。それでは鈴木委員、着席をお願いいたします。（13：37）

議 長： それでは会議を再開いたします。(1：37)  
日程第5、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。  
はじめに、議案書9ページをお開きください。議案第2号 番号53番及び54番は、権利設定をする者からの申し出により、本総会に上程しないこととなりましたので、議案第2号のうち賃貸借の番号55番から63番までは、番号が2つ繰り上がります。  
したがって、訂正後の議案第2号の番号は、番号55番が53番となり以下61番まで連番となります。  
それでは、**売買**の審査を行います。**番号36番、37番**について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号36番、37番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。36番、37番について説明いたします。昨年12月24日午前10時より、当庁舎において武田委員、林委員と私、事務局によりあっせん委員会を行いました。土地の所在ですけれども、地図の8ページをご覧ください。市街地右側新生町と中央のマーカの間の道路が26線道路ですが、36番の新生町の土地が26線東5号と6号の間の北側の土地です。37番の中央の土地が、26線東7号の北東の〇〇さんの宅地の北側の土地になります。36番の新生町の土地は、長年共同育苗施設として使われ畦畔がないなどを考慮し、地域協議や3委員の協議の上、反当り9万円に設定し、隣接地を耕作している〇〇さんを選定し、両者合意のもとあっせんが成立しています。37番の中央の土地は隣地を耕作し、この土地を昨年から賃貸していた〇〇さんを選定し、反当り21万円で両者合意のもとあっせんが成立しています。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長： 只今、住田委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号36番、37番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号36番、37番は原案のとおり決定いたしました。  
続いて**番号38番**の審査を行います。番号38番の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号38番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。ここで皆さんより意見を求めます。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号38番について説明します。所在は、地図9ページをご覧ください。9ページにピンク色で日進とある付近に、黄色のマーカで御料7線と書かれた場所の少し上のところに所在地があります。12月24日に風連庁舎において私と飯村委員、住田

委員と事務局とであっせん委員会を開催しています。売手の〇〇さんは、今年で農業をやめになりたいということで、買手は新規就農で農業を営んでいる〇〇さんが、面積を拡大したいということで決定いたしました。この土地は1枚当たりの規格が小さいため、作業効率が悪いということで反当りのあっせん価格は田が16万円、畑が1万円と決定し、両者合意の上で成立となっています。何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 只今、番号38番について横田委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号38番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号38番は、原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 次に、**賃貸借**の審査を行います。鈴木委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当いたしますので、本件終了まで退席を願います。また、村中代理席移動のため、暫時休憩いたします。(13:43)

議 長： それでは会議を再開いたします。(13:44)  
**番号46番**、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号46番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。ご意見はございませんか。

村中委員： 会長。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号46番について説明申し上げます。本件は賃貸借ですけれども、前段合意解約された案件であります。〇〇〇〇さんが今回〇〇〇〇として会社を設立するということで、以前から〇〇さんと賃貸を結んでいた農地を有限会社〇〇〇〇が賃貸をするというものです。

議 長： 只今、村中委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号46番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号46番は原案のとおり決定いたしました。それでは村中代理、鈴木委員席移動のため暫時休憩といたします。(13:45)

議 長： それでは会議を再開します。(13:45)  
次に、番号47番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号47番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。  
ご意見はございませんか。

水間委員： はい、会長。

議 長： 水間委員。

水間委員： 6番 水間です。47番について説明します。これは従前から賃貸借をしているものの更新案件です。特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長： 只今、水間委員より意見がありました。ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号47番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号47番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号48番から番号56番まで一括して審査を行います。  
菅野委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩いたします。(13:47)

議 長： それでは会議を再開いたします。(13:47)  
事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号48番から56番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。  
ご意見はございませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号48番から56番について説明いたします。場所については、別紙地図をご覧ください。先に報告がありました法人・〇〇〇〇〇〇さんの構成員が、賃貸している農地を法人に賃貸することになったものです。何ら問題ない案件かと思いますが、ご審議お願いいたします。

議 長： 只今、南原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はございませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号48番から56番まで原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号48番から56番は原案のとおり決定いたしました。それでは菅野委員着席をお願いいたします。(13:49)

議 長： それでは会議を再開いたします。(13:49)  
次に、番号57番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号57番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。  
ご意見はございますか。

飯塚委員： はい。

議 長： 21番 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの賃貸ですが、以前からの賃貸の更新ですので、問題のない案件かと思えます。よろしくお願ひします。

議 長： 只今、飯塚委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号57番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号57番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号58番、59番の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号58番、59番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。58番と59番の案件について説明いたします。58番は、昨年〇〇さんが賃貸しました農地の横に残っている農地であります。場所は、智恵文6ページをご覧ください。黄色9線の下に西村川という川があります。その西という字の上の畑の左側が残りの土地であって、そこが賃貸物件です。  
続いて、59番は賃貸の更新であります。両者問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： 只今、番号58番、59番について南原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号58番、59番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号58番、59番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号60番の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号60番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 2番 新田です。番号60番についてご説明いたします。本件は、期間満了に伴う賃貸の更新となります。問題のない案件かと思いますが、皆さんの審議よろしく願いいたします。

議 長： 只今、新田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号60番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号60番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号61番の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号61番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号61番について説明いたします。所在は地図9ページをご覧ください。中央付近にピンクで日進と書かれている付近が所在地になっています。〇〇さんは過去に〇〇さんの農地を取得しており、その農地の土地続きを今回賃貸するものです。両者合意の上で新規に賃貸契約を結ぶものであり、問題のない案件と思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 只今、横田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号61番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号61番は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 次に、**使用貸借**の審査です。番号9番は、鈴木委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。また、村中代理席移動のため暫時休憩いたします。(13:55)

議 長： それでは会議を再開します。(13:55)  
**番号9番**に説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号9番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

村中委員： 会長。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。先ほどもありましたが、今回〇〇〇〇が会社設立ということで、以前〇〇〇〇さんが耕作、利用していました農地を有限会社〇〇〇〇が使用貸借するという案件です。

議 長： 只今、村中委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号9番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、使用貸借番号10番は、菅野委員が農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当いたしますので本件終了まで退席を願います。そのほか鈴木委員、村中代理は着席をお願いします。暫時休憩します。(13:56)

議 長： それでは会議を再開します。(13:56)  
**番号10番**の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号10番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。この件についても、〇〇〇〇〇〇さんと〇〇さんとの使用貸借となります。場所は6ページをご覧ください。黄色い10線という道道の半線下の川のふちにあり

ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 只今、南原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はございませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号10番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番は原案のとおり決定いたしました。  
それでは菅野委員の着席をお願いいたします。(13:58)

議 長： それでは会議を再開いたします。(13:58)  
次に、番号11番について説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号11番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号11番について説明いたします。先ほどの報告等にもありましたが、今回緑町の〇〇さんと瑞生の〇〇さんが法人を立ち上げました。〇〇さんが所有している農地を合同会社の方に賃貸するということになっています。何ら問題のない案件かと思いますが、よろしくお願いいたします。

議 長： 只今、菅原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号11番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号11番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号12番、13番の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号12番、13番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。12番、13番について説明いたします。この案件も、〇〇〇〇〇〇設立による構成員・〇〇〇さん及び〇〇さんとの使用貸借になります。何ら問題のない案件

かと思いますが、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 只今、住田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号12番、13番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号12番、13番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、番号14番から17番の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号14番から17番を読み上げ説明する。)

議 長： 質疑に入ります。  
ここで皆さんより意見を求めます。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号14番から17番について説明いたします。14番については、○○○○さんと○○○○さんは親子関係にありまして、使用貸借の更新ということになっています。15番から17番については、○○○○さんと○○○○○○○において農地のローテーションということで、両者合意の上、10年間の使用貸借となります。15番、16番については○○○○○○○さんが耕作していた土地を○○○○さんが、17番については○○○○さんが耕作していた農地を○○○○○○○がということになっています。場所については、9ページの右下の方の黄色いマーカーで南4番通と書いてありますが、その南という文字の辺りが15番、16番です。また、南4番通の文字とその下の御料12線と書いてあるところの中間辺りが17番の所在地です。何ら問題のない案件かと思っておりますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

議 長： 只今、飯村委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号14番から17番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番から17番は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。はじめに、番号32番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号32番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号32番について説明いたします。以前、〇〇さんの土地を〇〇さんが購入していますが、宅地周りを持ち主である〇〇さんが野菜畑として使用していたものです。この地から子供のところへ移るといことで宅地と一緒に売買することになりましたが、農地も少ないことから3条で売買するものです。何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 只今、南原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号32番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号32番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、**番号33番、34番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号33番、34番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。  
ご意見はございませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。33番、34番について説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇さんは親子関係です。〇〇さんと〇〇さんは義理の親子となります。この土地は、26線東8号北西の土地で、先ほど37番の〇〇さんの案件がありましたけれども、その土地の東側に当たる土地で、高規格道路を挟み東、西に位置する農地になります。〇〇さんが体調を崩されてから〇〇さんと作業委託、その後2年間賃貸されていまして。何ら問題のない案件かと思えますけれども、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： 只今、住田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号33番、34番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号33番、34番は原案のとおり決定いたしました。  
次に、**番号35番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号35番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号35番について説明します。本件の土地は、先ほどの議案第2号の38番で売買された土地の対象外の土地です。所在地は9ページをご覧ください。先ほど説明した御料7線の黄色いマーカーの横に風連別川とあります。その「風」と書いている付近が所在となっています。この土地は河川用地が多く、隣に土地を所有している〇〇〇さんが引き受けてくれることになり3条申請での売買となります。何ら問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： 只今、横田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号35番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号35番は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： **日程第7、議案第4号「農地法第4条規定に係る許可申請について」**を議題に供します。  
**番号5番**の審査です。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号5番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号5番について説明いたします。まず場所ですが、6ページをご覧ください。中心部、天塩川の「塩」の字の下、道路下の右側に住宅があります。その右側に農業用格納庫を建設するための申請となっています。問題ない案件かと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： 只今、南原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号5番について許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番は許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。  
次に、**番号6番**、事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号6番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 2番 新田です。番号6番について説明いたします。まず所在ですが、地図の8ページをご覧ください。中央下辺りに黄色いマーカーで24線とありますが、そのすぐ東側が所在地となります。〇〇さんは近年規模拡大をされており、所有するトラクター、作業機も増え置き場が手狭になったということから、転用してハウス格納庫および資材置き場を建設するための申請となります。問題のない案件かと思いますが、皆さんの審議よろしくお願いたします。

議 長： 只今、新田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がありませんので、番号6番について許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番は、許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

---

議 長： **追加日程第1、追加議案第1号「設定された権利の合意解約の取り消しについて」**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (追加議案第1号の説明をする。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

議 長： ご意見がないようですので、追加議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって追加議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

---

議長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。  
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第1回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。  
(午後2時15分 閉会)

【公告：令和4年1月28日 番号6番】

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_